

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年1月23日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金688,658円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成23年12月28日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字太一垣地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車で走行中、道路から浮き上がっていたコンクリート塊に接触し、同車両が破損したものである。